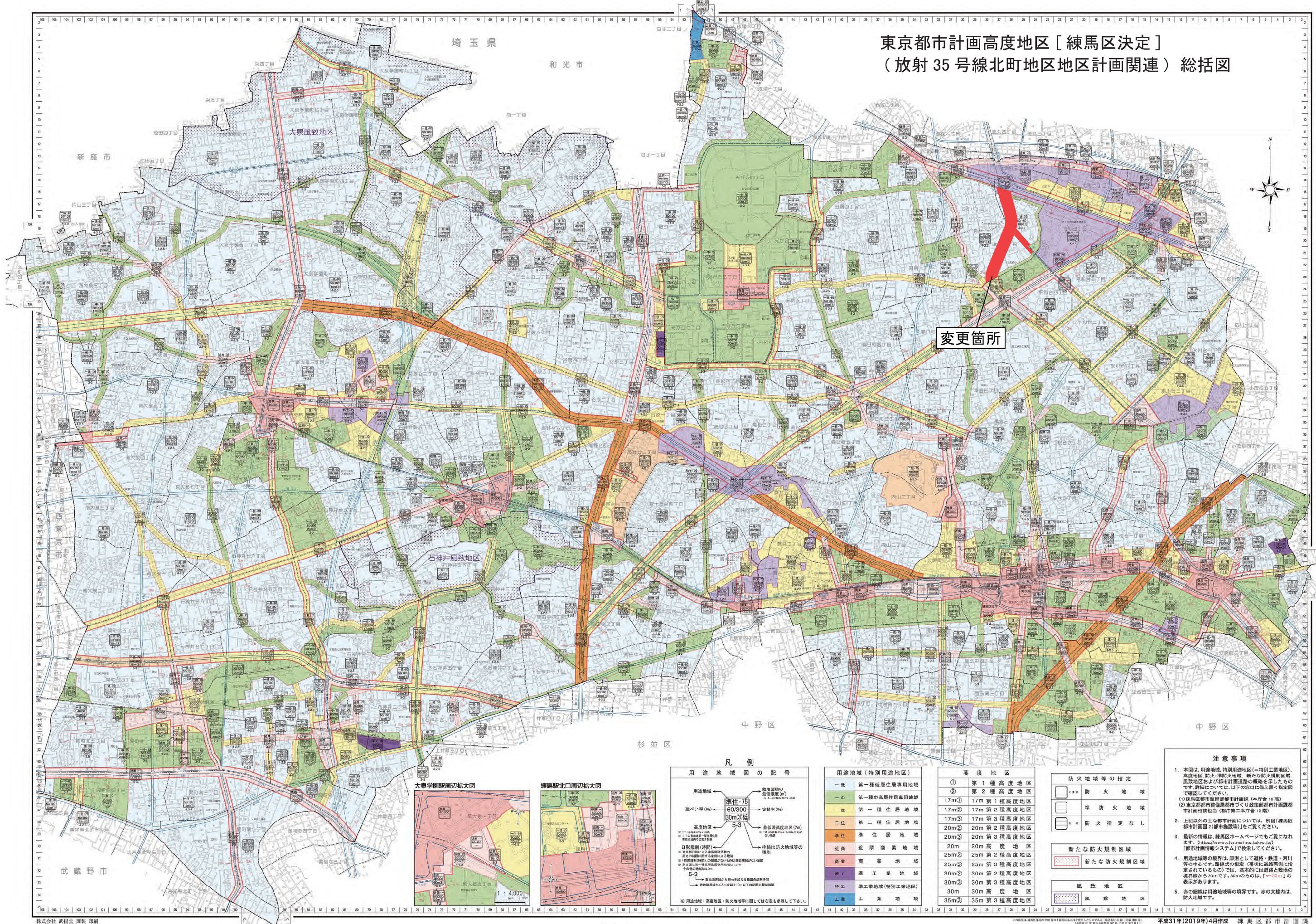
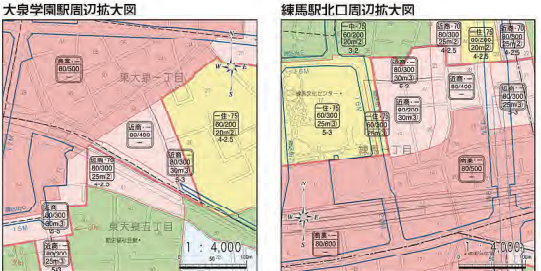


東京都市計画高度地区〔練馬区決定〕
 (放射35号線北町地区地区計画関連) 総括図



変更箇所



凡例

用途地域図の記号

用途地域 (用途地) → 用途地種別/容積率 (%)

高度地区 → 最低限高度地区 (7m)

日照規制 (時間) → 特種日照規制等

5-3 → 用途地種別が10mを超える高度地区

※ 用途地・高度地区・防火地域等に関しては必ずお読み下さい。

用途地域 (特別用途地区)

一低	第一種低層住居専用地域
一高	第一種中高層住居専用地域
住	第一種住居地域
住二	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
特工	工業地域 (特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区
17m③	17m第3種高度地区
20m①	20m第2種高度地区
20m②	20m第3種高度地区
20m	20m高度地区
25m①	25m第2種高度地区
25m②	25m第3種高度地区
30m①	30m第2種高度地区
30m②	30m第3種高度地区
30m	30m高度地区
35m①	35m第3種高度地区

防火地域等の指定

防火地域

準防火地域

防火指定なし

新たな防火規制区域

新たな防火規制区域

風致地区

風致地区

- 注意事項
1. 本図は、用途地域、特別用途地区 (= 特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口にご確認ください。
 (1) 練馬区都市整備部都市計画課 (本庁舎 10階)
 (2) 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画相談窓口 (都庁第二本庁舎 12階)
 2. 上記以外の主な都市計画については、別途「練馬区都市計画図説」(都市施設等)をご覧ください。
 3. 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。 (https://www.city.nerima.lg.jp/) 「都市計画情報システム」で検索してください。
 4. 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。数値の指定 (準防火規制等に指定されているもの) では、基本的には道路と数地の境界線から20mです。20mのものは「F-30m」の表示があります。
 5. 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の内線は、防火地域です。